

	法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
1	株式会社NIPPO	9010001034987	東京都中央区京橋 1 - 1 9 - 1 1	令和 7 年4月11日 ～ 令和 7 年7月18日	工事請負契約に係る 指名停止等の措置要領 別表第 2 第15号 (不正又は不誠実な行為)	当該業者の系列プラントは、東北・関東・北陸・中部・近畿・中国地方整備局、東京航空局が発注し当該業者が受注した工事（別添参照）において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該業者に対し出荷していた。 これらの工事においては、契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されていたものの、当該業者は、国土交通省が実施した調査の結果において、発注者との協議を経ずに「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）を使用」し、かつ、系列プラントは、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該業者へ出荷していたことが判明した。 当該業者は、系列プラントから管理指標実績等の報告を受けていたが、系列プラントによる上記の行為を防止するための適切な行為を怠り、結果回避義務を果たさなかった。 また、当該業者の系列プラントは、東北・関東・北陸・中部・近畿・中国地方整備局発注の工事（別添参照）において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していたが、契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されており、受注者からも「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。 当該業者は、系列プラントと密接な人的・資本関係にあり、また、同社から管理指標実績等の報告を受けていたが、NIPPO と系列プラント間で結んでいた契約書に基づく品質管理義務を果たさなかった。

2	鹿島道路株式会社	1010001001805	東京都文京区後楽 1 - 7 - 2 7	令和 7 年4月11日 ～ 令和 7 年7月10日	工事請負契約に係る 指名停止等の措置要領 別表第 2 第15号 (不正又は不誠実な行為)	当該業者は、北陸・中部・近畿・中国・九州地方整備局発注の工事（別添参照）において、アスファルト舗装工事を受注し、施工したが、契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、発注者との協議を経ずに、「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）を使用」して工事を行っていたことが判明した。 当該業者の合材製造所長等は、契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されていた工事へ納入する合材について、再生骨材が用いられることを容認していた。 また当該業者は、関東・北陸・中部・近畿・中国・九州地方整備局の工事（別添参照）において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を自社プラントで製造し、当該工事の受注者に対し出荷していたが、契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されており、受注者からも「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。 アスファルト舗装工事を受注し、施工した案件同様、受注者に対し出荷していた案件についても当該業者の合材製造所長等は、契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されていた工事へ納入する合材について、こちらも再生骨材が用いられることを容認していた。 四国地方整備局では土佐国道事務所発注の令和 4 年度国道55 号吉良川地区舗装外工事において「令和 6 年 3 月 4 日付けで引き渡しを受けている完成済み工事」であるが、国土交通省が実施した調査の結果、本工事においても設計図書と異なるアスファルト合材が使用されていたことが発覚した。
---	----------	---------------	----------------------	---------------------------------	---	--

3	日精株式会社	9010401021610	東京都港区西新橋1丁目18番17号	令和7年6月20日 ～ 令和7年8月19日	工事請負契約に係る 指名停止等の措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	当該業者ほか3社は、建設業者から「水平循環方式分離式の機械式駐車装置」(以下「特定地下式PS設置工事」と言う。)の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが4社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式PS設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。 このことから、令和7年3月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。
---	--------	---------------	-------------------	-----------------------------	---	---

4	住友重機械 搬送システム 株式会社	5010701005036	東京都品川区西品川1丁目1番1号	令和7年6月20日 ～ 令和7年8月19日	工事請負契約に係る 指名停止等の措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	当該業者ほか3社は、建設業者から「水平循環方式分離式の機械式駐車装置」(以下「特定地下式PS設置工事」と言う。)の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが4社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式PS設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。 このことから、令和7年3月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。
---	-------------------------	---------------	------------------	-----------------------------	---	---

5	I H I 運搬機械 株式会社	8010001036712	東京都中央区明石町 8 番 1 号	令和 7 年 6 月 2 0 日 ～ 令和 7 年 8 月 1 9 日	工事請負契約に係る 指名停止等の措置要領 別表第 2 第 5 号 (独占禁止法違反行為)	当該業者ほか 3 社は、建設業者から「水平循環方式分離式の機械式駐車装置」(以下「特定地下式 P S 設置工事」と言う。)の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが 4 社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式 P S 設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。 このことから、令和 7 年 3 月 24 日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第 2 条第 6 項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第 3 条の規定に違反するものであるとして、当該業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。
---	--------------------	---------------	-------------------	---	---	---

6	新明和工業株式会社	7140001082323	兵庫県宝塚市新明和町1番1号	令和7年6月20日 ～ 令和7年8月19日	工事請負契約に係る 指名停止等の措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	当該業者ほか3社は、建設業者から「水平循環方式分離式の機械式駐車装置」(以下「特定地下式PS設置工事」と言う。)の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが4社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式PS設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。 このことから、令和7年3月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。
---	-----------	---------------	----------------	-----------------------------	---	---